

社会保険料

会社員

どのように決まるのか??

いつも お世話になっております。

電車にフレッシュマンが溢れる季節がやってまいりました。

皆様、お忙しくなっているのでは ないでしょうか。

さて、今回は 会社員になると お給料から 控除される 社会保険料(健康保険+厚生年金)の金額が、どのように決定されているか、を取り上げてみたいと思います。

それぞれの従業員さんにかかる社会保険料は、その方の給与額によって決められます。

ただ 毎月異なる給与に対して、事業主が保険料を 都度計算し 行政がそれを徴収する、ということは 双方にとって 事務的に過度な負担となるため、「標準報酬月額制」という制度が定められています。

「標準報酬月額制」とは、例えば、給与が毎月およそ 195,000円以上 210,000円以下の方は「標準報酬月額」を 200,000円として 保険料を計算する、とするものです。

社会保険料はこの「標準報酬月額」に 社会保険料率をかけて算出し、月々の給与より 天引きされることとなります。

※ 現在の社会保険料率 (事業主・従業員それぞれの負担分)

厚生年金保険料率	85.6 / 1000 %	→ 標準報酬月額 200,000円の場合、
健康保険料率	50.1 / 1000 %	200,000円 × 85.6 / 1000 = 17,120円
介護保険料率	8.6 / 1000 %	



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。